

令和 2 年度 農業農村整備事業等補助事業の事後評価 (完了後の評価) について

1 目的

農業農村整備事業等補助事業の事後評価（完了後の評価）は、事業のあり方の検討、事業の有効性の検証、事業評価手法の改善等を行う観点から、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を実施する。

2 事後評価の対象地区

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、総事業費 10 億円以上で、事業完了後一定期間（おおむね 5 年）経過した地区。

ただし、事後評価は、政策評価法により評価の義務付けがなされていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。

【令和 2 年度 評価対象地区】

総事業費 10 億円以上で平成 26 年度の完了地区は、北海道では 1 事業種 20 地区。

3 事後評価の実施地区

評価対象の全地区について、事業実施主体に対するアンケート調査（①地区の概要、②整備された農地、施設の利用状況について特記すべき事項、③整備された施設の管理状況、④事業実施主体による事後評価の実施の有無、費用対効果分析に関する資料提供の可否等）を実施し、その結果を基に、対象地区の 20%以上を目標として評価実施地区を選定。

【令和 2 年度 評価実施地区】

北海道は 1 事業種 3 地区（15%※）

事業名	地区名	関係市町村名	事業実施主体
農業競争力強化 基盤整備事業	留辺蘂温根湯	北見市	北海道
	平原西	空知郡中富良野町	
	白糠	白糠郡白糠町	(公財) 北海道 農業公社

※新型コロナウイルス感染症の影響により、詳細な調査等について事業実施主体の協力が得られた地区を選定した結果、20%を下回ることとなった。

4 評価の進め方

(1) 評価の実施主体

各地方農政局等(北海道の地区は、農水本省)の設置する事業評価委員会が実施。

(2) 地区別結果書の作成

事業実施主体からの資料提供を基に、評価実施地区の結果書(地区別評価結果書、事業の効用に関する説明資料等)を取りまとめる。

【評価項目】

- 社会経済情勢の変化
- 事業により整備された施設の管理状況
- 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- 事業効果の発現状況(費用対効果分析結果を含む。)
- 事業実施による環境の変化
- 今後の課題等

(3) 第三者委員の意見の聴取

多様な意見の反映、客観性の確保という観点から、すべての評価実施地区について、第三者の意見を聴取し、その意見を取りまとめて評価結果書に反映。

(4) 地区別結果書の報告等

北海道以外の地区については、令和3年2月末までに、各地方農政局より地区別結果書が本省へ報告される予定。

本省において、北海道の地区も含む地区別結果書を踏まえ、令和2年度の事業評価書を取りまとめる。

5 事後評価結果の公表

令和3年3月末(予定)に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」を本省ホームページで公表。地区別結果書は、各局のホームページでも公表。